

平成25年第2回玉名市農業委員会総会議事録

平成25年2月28日(木)午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利	18番	荒木まつ子
19番	大野 金生	21番	田上 一	22番	原口 邦弘	23番	小路 修三
24番	徳井 勝美	25番	田上 均	26番	小島 昌文	27番	植田 勇一
28番	三川 了	29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄	31番	松本 哲海
32番	生田三之利	33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生	35番	池本 信秋
36番	小田 募						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

8番 永田 達三 14番 森川 正志 20番 福田 友明

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 係長 二階堂 正一郎
主任 宮田 正文 主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第 10号 農地の買受適格証明願(転用目的)について
第 11号 農地の所有権移転許可申請について(3条許可分)
第 12号 農地の賃貸借権設定許可申請について(3条許可分)
第 13号 農地の使用貸借権設定許可申請について(3条許可分)
第 14号 農地の転用許可申請について(4条許可分)
第 15号 農地の転用許可申請について(5条許可分)
第 16号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 3号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 4号 農地の形状変更届について
- 第 5号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さん改めまして、こんにちは。定刻になりましたので、開会したいと思います。

現在の出席委員は36名のうち、永田達三委員、福田委員、森川委員3名の方から欠席の届けが出ております。33名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成25年第2回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。本日は何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

早速、議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第10号より議第16号まで67件と報告25件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名人は、16番田辺信之委員と17番楯本勝利委員にお願いいたします。

-----○-----

2. 議 題

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第10号、農地の買受適格証明願（転用目的）についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議案1ページをお願いします。

議第10号、農地の買受適格証明願（転用目的）について。下記のとおり公売に付される農地の買受適格証明願を承認するものとする。平成25年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、天水町の願出人で、公売物件が天水町の畑328㎡です。転用目的が貸駐車場です。申請地の隣接で排水工事業を願出人の夫が営んでおり、自宅もあります。現在の敷地では従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用されるものです。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の外に適当な代替地がないものと判断しております。入札日が4月24日、開札日も同じく4月24日で、入札終了後即時となっております。

2番、大浜町の願出人で、公売物件が岱明町の畑948㎡で、転用目的が貸資材置場です。申請地の隣接に所有地があり、廃土・残土置場、重機置場、資材置場として活用されておりますが、手狭になっており、申請地を貸資材置場として使用さ

れるものです。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。入札日が3月7日です。開札日も同じく3月7日で、入札後即時となっております。

附帯決議として下記に記載しておりますけれども、買受適格証明の交付を受けた者が、最高価買受願出人又は次順位買受願出人となり、5条許可申請が提出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものとする、という附帯決議が付きます。

以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

○33番（谷川文武君） この物件は、隣に願出人が隣接しておられまして、この方は会社を営んでおられます。水路等も完備しておりますので、駐車場ということで、雨水の心配等もないものと思われまます。何ら問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 2番。

○21番（田上 一君） 競売物件でありまして、転用目的として貸資材置場を希望されています。選定理由として、自分の土地が近隣にありますので、それを一体として使用したいということでした。第2種農地の畑でありまして、その畑は耕作も何もできておりません。資材置場が手狭になり、資材置場として使用するとのことでした。申請地の西側に3軒の宅地がありますけれども、雨水とかは地下浸透して、隣接の被害があった場合は、速やかに対策をとってもらおうということでした。また本人の私有地の間には里道が付いとして、境印が全然なかったもので、地元の区長さんや地権者の立ち会いのもと、速やかに境界分を明確にしてもらおうように、処理はしておきました。その他特に問題はないと思いますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地の買受適格証明願（転用目的）について、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第10号は承認することに決定しました。

議第11号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたし

ます。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第11号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成25年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、長崎県佐世保市、長崎県諫早市、神奈川県相模原市、横浜市と三ッ川の申請人で、申請物件が三ッ川の畑575㎡外2筆、計1,277㎡を親戚へ贈与するものです。

2番、長崎県佐世保市、長崎県諫早市、神奈川県相模原市、横浜市と三ッ川の申請人で、申請物件が三ッ川の畑166㎡外3筆、計2,985㎡を親戚へ贈与するものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田591㎡を労力不足と耕作便利による売買です。

4番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田707㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

5番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,329㎡を子へ贈与するものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田3,160㎡を子へ贈与するものです。

7番、天水町と熊本市河内町の申請人で、申請物件が天水町の畑958㎡外3筆、計2,360㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

8番、富尾の申請人で、申請物件が富尾の田1,036㎡を労力不足と耕作便利による売買です。

9番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,765㎡を経営縮小と耕作便利による売買です。

10番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑221㎡を妻へ贈与するものです。

11番、横田の申請人で、申請物件が横田の畑255㎡を相手方の要望と耕作便利による売買です。

12番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑344㎡外4筆、計1,129㎡を、子へ贈与するものです。

13番、天水町の申請人で、申請物件が青野の畑2,817㎡を交換するものです。

14番、天水町の申請人で、申請物件が青野の畑3,800㎡を交換するもので

す。

15番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑9,676㎡外1筆、計1万6,810㎡を、経営縮小と規模拡大による売買です。

以上、15件4万1,242㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしていると判断しましたので、ご提案しました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

○17番（楢本勝利君） 1番の案件について説明します。譲渡人と譲受人はいとこ同士で、譲渡人は現在他県に住んでおられ、田畑を荒らすよりいここに譲渡した方がいいということで申請されました。譲受人は下限面積も満たされており、機械力もあり、農繁期には息子さんが手伝いに来られるとのことで、親戚でもあり、許可相当と判断します。

2番も、譲渡人と譲受人はやはりいとこ同士で、2番の方は息子さんと同居をされており、土日は息子さんが農業の手伝いをされるということで、下限面積も満たされており、機械力もあり、何ら問題もなく許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○27番（植田勇一君） 労力不足と耕作便利ということで、隣接地の農業で、米、トマトに従事されており、問題ないものと思います。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○27番（植田勇一君） 労力不足と規模拡大ということでなっておりますけれども、耕作便利ということです。隣接地ということです。米を作付けされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 5番。

○28番（三川 了君） 渡人と受人は親子関係で、子への贈与ということで、下限面積も満たしており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 6番。

○26番（小島昌文君） 譲渡人と譲受人は親子関係で、子に贈与するものです。実際に米とイチゴを作っており、下限面積も満たしており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、7番。

○34番（岩永幹生君） 譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大で、下限面積も満たされておりますので許可相当と判断します。

- 議長（東 令佐君） 次、8番。
- 2番（取本一則君） 譲渡人は兼業で譲受人は専業農家でございます。申請地は譲受人の隣接地にあるため、ぜひ耕作便利のために自分に譲ってくれないかという申し出があっていたようでございます。この土地は、圃場整備をされた優良な農地でございます。譲受人も今現在62歳ということで、まだ家族でバリバリやっておりますので、許可相当と判断いたします。
- 議長（東 令佐君） 次、9番。
- 36番（小田 募君） 譲渡人の経営縮小と譲受人の耕作便利で近所に住んでおられますので、許可相当と判断いたします。
- 議長（東 令佐君） 次、10番。
- 32番（生田三之利君） 譲渡人と譲受人はご夫婦であり、妻へ贈与されるものであります。また、ミカン畑を栽培されており、下限面積も満たされておりますので許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 次、11番。
- 12番（坂西孝之君） 相手方の要望と耕作便利ということになってはいますが、内容は耕作放棄地解消地につながりますので、許可相当であると判断します。
- 議長（東 令佐君） 次、12番。
- 35番（池本信秋君） 譲渡人と譲受人は親子関係で、子へ贈与するものです。またミカンと一緒に栽培されておられます。また下限面積も満たされており、許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 13番。
- 33番（谷川文武君） 13番と14番は関連しておりますので、一緒にご説明申し上げます。隣接農地でありまして、お互いの耕作便利のための交換ということになっております。また、お互いにミカンを栽培されており、下限面積等も十分でありますので、何ら問題ないものと判断いたします。
- 議長（東 令佐君） 次、15番。
- 29番（田上輝行君） 2人は同じ部落に住んでおられます。片側は規模縮小ということ、片側は規模拡大ということで、問題なく、許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。
- （なしの声）
- 議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。
- 農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第11号は許可することに決定しました。

議第12号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 議第12号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大浜町と小野尻の申請人で、申請物件が大浜町の田3,443㎡外2筆、計6,301㎡を、労力不足と規模拡大により、平成25年3月1日から5年間の契約をするものです。

2番、石貫と三ッ川の申請人で、申請物件が三ッ川の田2,694㎡を、労力不足と耕作便利により、平成25年3月1日から5年間の契約をするものです。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,701㎡を、労力不足と規模拡大により、平成25年3月1日から10年間の契約をするものです。

4番、伊倉北方と岱明町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,892㎡外1筆、計3,784㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成25年3月1日から5年間の契約をするものです。

5番、岩崎の申請人で、申請物件が秋丸の田4,186㎡外1筆、計4,642㎡を、労力不足と規模拡大により、平成25年2月28日から5年間の契約をするものです。

6番、下と玉名の申請人で、申請物件が川部田の田1,495㎡を、労力不足と規模拡大により、平成25年3月1日から10年間の契約をするものです。

7番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田952㎡を、労力不足と規模拡大により、平成25年3月1日から5年間の契約をするものです。

8番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,985㎡を、労力不足と規模拡大により、平成25年2月28日から1年間の契約をするものです。

9番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,837㎡を、労力不足と規模拡大により、平成25年3月1日から5年間の契約をするものです。

10番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地1,224㎡外9筆、計1万4,283㎡を、労力不足と規模拡大により、平成25年3月1日から5年間の契約をするものです。

11番、石貫と亀甲の申請人で、申請物件が石貫の田138㎡外2筆、計1,182㎡を、相手方の要望と規模拡大により、平成25年3月1日から5年間の契約

をするものです。

以上、11件、4万856㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしていると判断しましたのでご提案しました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○11番（竹下宏介君） 貸人は労力不足、借人は規模拡大で、借人は米、麦、大豆を栽培されます。また下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番。

○17番（鎌本勝利君） 貸人は労力不足、借人は耕作便利、借人は奥さんと2人で米や野菜を作っておられ、機械力もあり、下限面積も足り、何ら問題ないと思います。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 3番。

○18番（荒木まつ子君） 貸人は労力不足、借人は規模拡大で米を栽培されておられます。所有農地より小作農地の全てを小作されており、労働力及び機械の使用状況も下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 4番。

○21番（田上 一君） 貸人は労力不足、借人は相手方の要望ということで、両人とも何十年の付き合いということで、借人の方は、1町から米を作っておられるし、何も心配要らないと思います。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 5番。

○3番（清田順次君） 貸人は労働力不足で、借人は現在稲作を中心に農業を取り組んでおられますが、規模拡大というようなことで、賃貸借権の設定という申請です。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○16番（田辺信之君） 貸人と借人は奥様同士が姉妹です。貸人は労力不足、借人は規模拡大で、下限面積も超えていますので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、7番。

○23番（小路修三君） これも貸人の方は労力不足、借人の方は今稲を作っておられ、じゃんじゃん頑張っておられますので、別に問題なく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 8番。

○7番（永田知博君） これは賃貸借権設定で、1年間という短い期間を設けてありますけれども、所有権を移転する前の資金調達のための賃貸契約ということです。許可相当であると判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、9番。

○30番（米野旨雄君） 貸人は労力不足、借人は規模拡大です。借人は米を栽培しておられます。また所有農地や小作農地の全てを耕作されており、労働力、機械の所有状況、下限面積も満たされているので許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 10番。

○33番（谷川文武君） 貸人は労力不足、借人は規模拡大ということで、借人は米、ミカンを栽培しておられ、何ら問題点はなく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。11番は別に審議いたします。

10番まで説明が終わりました。これについて、質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についての1番から10番まで、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第12号の1番から10番までは許可することに決定しました。

引き続き11番の審議に移りますが、申請人が農業委員さん本人となっており、農業委員会法第24条並びに農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、退席をお願いいたします。

— 2番 取本一則委員退室 —

それでは、担当委員の説明をお願いします。

○3番（清田順次君） 貸人は相手方の要望というふうなことでございます。借人は職業柄というか、そういうふうなことで農業に非常に意欲と情熱等持っておられて、7年前より梅の栽培を南関町で実施されておられます。今現在、収穫も実れるという状況だということで、今回友人の紹介で稲作にも取り組もうということで、農地を確認されております。農作業機器等も保有されており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問ありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についての11番について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

- 議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第12号の11番について、許可することに決定しました。

— 2番 取本一則委員入室 —

議第13号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

- 事務局長(永井正治君) 議第13号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、熊本市河内町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,499㎡を、経営縮小と規模拡大により、平成25年3月1日から15年間契約をするものです。

以上、1件、1,499㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いします。

- 議長(東 令佐君) 説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

- 34番(岩永幹生君) ただいま事務局の方から説明されたとおりで、許可相当と判断します。

- 議長(東 令佐君) ご意見、ご質問はありませんか。はい、どうぞ。

- 4番(西川英文君) こういった案件は、地元の農業委員さんは判断がわからんと思うとですけども。やはり審議は、農業委員さんの所属地でするわけですか。

- 事務局長(永井正治君) 3条関係は属人で担当委員に説明をしていただいています。ただ、町外の場合は属地で判断していただいています。

- 議長(東 令佐君) 他にご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

- 議長(東 令佐君) ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

- 議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第13号は許可することに決定しました。

議第14号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第14号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が下の畑676㎡で、転用目的が山林です。農地区分は中山間地域に存在する農地で第2種農地に該当し、申請地の外に適当な代替地がないものと判断しております。

2番、申請物件が伊倉北方の畑1,537㎡で、転用目的が49.28kwの太陽光発電施設です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地の外に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が三ッ川の田418㎡で、転用目的が17.28kwの太陽光発電施設です。農地区分は中山間地域に存在する農地で第2種農地に該当し、申請地の外に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が松木の田411㎡で、転用目的が宅地分譲です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が山田の畑845㎡で、転用目的が40.4kwの太陽光発電施設です。農地区分は上下水管等が2つ以上埋設された道路内で、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育、医療施設等が存在する区域内の農地で第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が岱明町の田716㎡外1筆、計1,125㎡で、転用目的が49.68kwの太陽光発電施設です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地のないものと判断しております。

以上6件、5,012㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用、許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番は、顛末書が添付されておりますので、事務局よりさきに、顛末書の朗読をお願いいたします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 担当委員、説明をお願いします。

○15番（丸山近信君） 1番について説明します。現地は周囲もすべて山林でして、

入る道もないということですね、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○12番（坂西孝之君） 太陽光発電施設でございます。周辺と申しますか周りは自分たちの住宅、畑でございます。周囲に悪影響を及ぼす心配はないと思われまして、排水につきましては、雨水だけでございますので、枡を作って排水溝に流すということで、何ら問題はなく許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○17番（鎌本勝利君） 太陽光発電施設で、418㎡の土地に17.28kwとパネル枚数が108枚です。雨水は自然排水と自己水田への排水です。隣接の農地は全部自分の水田であり、隣接地への被害はなく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○3番（清田順次君） 当該申請地は松木地区の宅地基盤整備がされた申請地というふうなところでございます。北側と東側に現在アパートが建っているということで、南側に市道が通っていて、市の下水道等も完備しているということです。西側には、隣接地には差があるというふうなことです。農作物とかの影響がないように十分配慮して宅地に分譲するというふうなことで、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○4番（西川英文君） ここは前に形状変更ということで、許可をされておったところ。湿田を埋め立てして畑に変えたところです。場所は築山小学校のすぐ近くです。太陽光発電施設のため、別に周辺に問題もなく、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○18番（荒木まつ子君） 太陽光発電施設設置です。太陽光発電システム、パネル284枚を設置するということです。太陽光発電により土地活用ができ、太陽光発電でCO₂を出さない自然エネルギーの誘致なので、環境にも貢献できると思います。周囲は九州産交の駐車場と事務所があり、耕作地などもなく田畑への影響もないので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第14号について許可相当と意見決

定することに決定しました。

議第15号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第15号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が横島町の田147㎡で、転用目的が農業用倉庫です。農地区分は農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地は原則として許可することはできませんが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可することができるとなっております。

2番、申請物件が岱明町の畑185㎡で、転用目的が貸駐車場です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の外に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が岱明町の畑220㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が岱明町の畑339㎡外1筆、計484㎡で、転用目的が個人住宅及び通路です。農地区分は上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が伊倉北方の畑493㎡外4筆、計1,244㎡で、転用目的が2棟の建売住宅及び通路です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町の田459㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

7番、申請物件が両迫間の田454㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分はおおむね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能であります。

8番、申請物件が岱明町の畑770㎡で、転用目的が個人住宅及び事業用駐車場、これはトラック3台分です。農地区分は上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育、医療施設が存在す

る区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が岱明町の田495㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が立願寺の畑99㎡で、転用目的が資材置場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が立願寺の畑11㎡で、転用目的が通路です。これは10番の案件の資材置場へ行くための通路でございます。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上、11件、4,568㎡をご提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げます。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○29番（田上輝行君） これは前は住宅が建っておったところに農業用倉庫ということで、面積が少し足らんということで、広めたいということで申請がありまして、雨水は建物以外は自然浸透で、建物は雨樋でU字溝に流して、西側の排水路に流すということでございました。現地調査の結果、何ら問題なく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番。

○21番（田上 一君） 譲受人が玉名のナフコの横の700mばかり前にキノコの栽培をやっておるんですけど、そこの増設工事をやるのに、従業員の駐車場が足りないんで、そのための作業です。農地は第2種農地の農用地区域外ですけども、南側には雨水の枡を2個据えてあるし、他に迷惑をかけることは心配ないと思います。隣接地の方にも許可をもらってあるとのことで、何も心配はなく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○21番（田上 一君） 譲受人は、現在玉名市に住んで不動産の会社員です。転用の目的は個人住宅で、第3種農地、農用地区域外です。申請地は専大玉名の南側の境川の根元付近、岱明町が下川原土地区画整備事業を行った地域で、閑静な住宅地です。排水関係は、給水は玉名市の上水道、生活雑排水、汚水は市の下水道、汚水

は一応汚水枡を作って、雨水は雨水枡を4カ所に作ってあって、側溝に流す計画を立てておられます。周辺のブロックを積む計画をされておられますけれども、隣接の方に迷惑をかけないようにするというので、許可は相当であると判断します。

○議長（東 令佐君） 次、4番は始末書が添付されておりますので、さきに、事務局より始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 担当委員、説明をお願いします。

○23番（小路修三君） 申請人は現在玉名市の松木のアパートに住んでおり、このたび個人専用住宅を新築計画したところ、小学校も近く、周辺環境に施設があり安心して住めそうなので選定したということです。事業面積は339㎡及び145㎡でございます。自己専用住宅は199.37㎡、それから進入道路は私道で、これが今始末書の内容で145㎡を40分の145ということでございます。給排水については、給水は町の上下水道を利用して、生活用雑排水は公共下水道の流れということで、雨水は雨水枡による側溝に流すということです。平地でありますし、土砂の流出もないと思われれます。特に問題はありませぬ。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○12番（坂西孝之君） 2戸の建売住宅及び進入路の通路でございます。給水は上水道を利用するというのでございまして、生活雑排水は合併浄化槽で処理して排水溝へ排水するというのでございます。雨水は自然浸透と側溝に流すということでございまして、何ら問題もなく許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○18番（荒木まつ子君） 個人住宅で、総面積が459㎡で、給水方法としまして、公共上水道から給水、生活雑排水、汚水は合併層等設置し、浄化後側溝に放流。雨水は雨水枡を設置し、オーバーフロー後側溝に放流されます。周辺は農地への影響もないので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、7番。

○16番（田辺信之君） 申請人は現在阿蘇一宮町に住んでいます。親が年ということで、親の近くに住みたいということで、土地を生前贈与を受けて個人住宅を建てるということです。申請地は住宅が建ち並ぶ区域に位置し、東西の水田の方からは個人住宅を建てるということで許可をもらっています。南側が市道で北側は水路となっています。給水と生活雑排水は市の上下水道を利用し、雨水は北側の水路または自然浸透による排水溝という計画です。申請地は擁壁で囲み、1m程度盛土をする計画です。工事の際は被害防除にも十分注意する計画となっています。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、8番。

○21番（田上 一君） 譲受人は現在借家にお住まいで、リサイクル業を営んでおられるようです。転用目的は個人住宅及び事業用の駐車場であり、第3種農地で農用地区域外です。申請地は岱明町の東北部の鹿児島本線の南側に位置して、周辺は西と東に大変畑が多く、近辺は閑静な住宅地で、生活環境はとてもいいところです。給水、排水、雑排水は市の下水道を利用するそうです。雨水については、雨水枡を設置して、道路の側溝に流すそうです。敷地の周辺は最小限のブロックで囲み土砂の流れを防ぐ計画をされておられますので、隣接地に迷惑のかからないようお願いするというので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、9番。

○21番（田上 一君） 譲渡人は孫に当たります。現在妻と子ども2人のアパート住まいで、公務員です。転用目的は個人住宅で、第3種農地、農用地区域外です。申請地は、先ほどの物件の南の方に当たり周辺は住宅が建っており、生活環境はとても便利がいいところです。給水、排水、雑排水等は市の下水道、雨水は雨水枡を作って道路の側溝に流すということです。東、南、西側の方は境杭を打って、ブロックで計画を立てておられます。工事期間中は隣接地に迷惑のかからないようお願いするというので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、10番。

○3番（清田順次君） 譲受人の北側に位置する当該地ということでございます。建設業をやっておられるということで、資材置場で使うということでございます。砕石を敷き転圧をかけて、雨水は地下浸透、戸外に配慮して自己所有の土地の南側の側溝まで流すということです。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、11番は始末書が添付されておりますので、さきに、事務局より始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 11番の案件について顛末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 担当委員、説明をお願いします。

○3番（清田順次君） 前項の10番の譲受人の住宅の西側に当該地があるということで、先ほど申し上げましたように、裏手に資材置場を設置するというので、その住宅と裏に行く資材置場の通路として使うということで、必要な道路ということで、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第15号について、許可相当と意見決定することに決定しました。

議第16号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 議第16号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成25年農用地利用集積計画(案)による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成25年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画(案)のとおり、玉名市長より意見を求められております。18ページから19ページまでの21件の集積です。利用権設定が20件の5万5,192㎡、利用権転貸が1件の5,914㎡で、合計21件の6万1,106㎡の集積でございます。

(事務局より別紙説明書を個々に説明)

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(東 令佐君) 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第16号は原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

3. 報告

○議長(東 令佐君) 続いて、報告に移ります。報告第3号から報告第5号まで、事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 報告第3号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成25年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は22件の解約の通知を受理しております。

続きまして、26ページをお願いします。

報告第4号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成25年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は2件の届けを受理しております。60cmから1m程度盛土して、野菜畑として利用するものでございます。

次に、報告第5号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成25年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、農作業用機械、肥料等を保管する農業用倉庫の建設1件の届けを受理しております。

以上、ご報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より報告が終わりました。質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長（東 令佐君） その他で何かございませんか。

○4番（西川英文君） 下限面積要件について、玉名市の下限面積が一律に50aとなっておりますけれども、玉名市の場合、平野部にはまとまった広い土地があるわけですけれども、山手の方につきましては、面的に狭くなっています。下限面積あたりを少し緩和して、家庭菜園とか、そういった新しく転入して来られた方が利用できるような形にしてはどうかと、私は思っているんですけれども。玉名市の50aの下限面積はいつの時点で決まったのか、そしてまたそれを変えるときにはどうした方がいいのかお尋ねします。

○事務局長（永井正治君） 50aの決定については、これは農地法で北海道は2ha、その他の地域については50aということで、これは農地法で決められております。それと、下限面積の変更については、農地法の改正で、その農業委員会の総会において下限面積の変更はできるようになっております。

○4番（西川英文君） それは、玉名市一帯で、一つの規定を作らないといけないということですか。

○事務局長（永井正治君） 鹿本市あたりは、旧菊鹿とか旧町でですね、多少分けられているところもあります。今さっきおっしゃられたように、山間部については20

aとか、そういう割り方ができないわけではありませんので、今西川委員の方から出ましたことについては、総会の中で議論して行って、そういう山間部についての下限面積の緩和というのは考えていいのかなと思います。

○4番（西川英文君） 早急に結論出すわけではなくて、そういうのも委員さんと相談しながら、今年度あたりに決めてまいるように、よろしくお願いします。

○事務局長（永井正治君） 今、西川委員の方から下限面積について、緩和してもいいんじゃないかという意見でございますけれども、皆さんの方もですね、また他市の状況あたりも把握されてないかと思しますので、3月の総会に間に合うように、事務局の方で県下の下限面積の状況あたりを調べて、ご報告しながら、この面積の緩和については検討していきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○13番（本田多美子君） 私も下限面積の変更はよかと思っておりますけれども、いろんなところで、緩和したときにメリット、デメリットあると思うんですけど、そういうのをもし資料的にあれば、それも一緒に提供してはいいかなと思います。

○事務局長（永井正治君） 農業委員会があくまでも農地有効利用を図るとというのが原則ですので、本当に農地を農業として活用されるのがいいのか、家庭菜園というのは、農業に当たらないと思っておりますけれども、家庭菜園あたりの活用、それはあくまでも優良農地というよりも耕作放棄地の活用というか、そういう形での家庭菜園への利用というのは、確かに耕作放棄地の解消へもつながるのかなと考えます。その辺が微妙なメリット、デメリットのあるところで、この辺を調べてまた次回の総会でお示ししたいと思います。

○3番（清田順次君） それから1つ、よろしいですか。2つ作るというわけにはいかないとですか。

○事務局長（永井正治君） いや、可能です。

○3番（清田順次君） そういうふうな、私が言っているのはね、耕作放棄地で作るための家庭菜園とか、そういうやつ下限面積です。それと今現行ある50aというふうな、2つあったら非常に便利かなと。

○事務局長（永井正治君） いずれにしてもメリット、デメリット、いろいろあると思っております。

○3番（清田順次君） 農地の売買とかそういうのは、下限面積を2つ作ったってよかたい。貸し借りはできるんだけど買うことはできないとか、そういうふうな、本来のデメリット等を解消するために2つ作ったらどうかという。できないのかということ。

○事務局次長（西村則義君） 島根県でしたか、下限面積が1aというところがございました。それから、地域を限定して下限面積を設定されているところもあります。

そういったところも含めて、3月の総会のときに資料を出したいと思いますけれども、そのとき少し説明させていただきたいと思いますけれども。

○2番（取本一則君） 今日の熊日だったかな、推進法で町外から玉名市に住んでくださいという。だから、そういう今島根県の話がされたけれども、よそから来て、空き家あたりに入って、1 a ぐらいを作って、玉名市に住みたい、島根県に住みたいというようなそれも町自体でしよんなはるわけです。だから、地域振興課で定住促進をしよるなら、玉名市の考えとして、何もでけんなら、農地を少しでも借りて、どこか玉名市に住みたいと。それも5反一遍にはでけんけん、2 畝とかにして、あちらで貸すところのあるなら、住みたいという人を、地域振興と農林水産課、農業委員会とか、いろいろな課があるけど、そういうところあたりと一緒に、家庭菜園をしながらでも玉名市に住んでちょっとやりたいという人もおるかもしれんもんだけんですね。その辺はいろんな形で考えて進めてもらえればなと思うとですもんね。だから、そこらあたりをもうちょっと考えていただきたい。

それと、ここで今36名でおって、今日、農業委員会の場でその他で話が出されているんですけども、今各部会があるじゃないですか、耕作放棄地部会とか、農振化、この間認定農業者との話し合いした部会に分かれているみたいで、ああいう部会の中でも、毎月じゃないけど、上半期、下半期と年に3回ぐらい、そういう会議を、部会の中でいろんな問題の会議を本当はしたいなという気持ちは、私は持つとっどです。その中で、そういう話も出てくるし、下限面積の話とかいろいろな話が出てくるです。かつ、そういう部会の中でたまには、3カ月に一遍とか、4カ月に一遍とか、それで、そういう話が出たことは、逆に農業委員会として玉名市の市長あたりに提言とか建議あたりもしていったらいいかなという気持ちはあるとですよ。玉名市のいろいろな農作物の問題もあるし、いろんな気持ちを皆さん持つとる。そういうやつも今後していかにゃいかんと思うています。そのときはよろしくお願いします。

○10番（坂本誠二君） 下限面積の件で確認したいんですけども、先ほど事務局の方が下限面積を変更することについての資料とかメリット、デメリットについて資料を作りますということで、その案を最終的に3月の総会に出しますということであれば、3月の総会で農業委員会の席で、その資料をもとに変更するというのに、そういうふうに解釈していいですかね。

○事務局長（永井正治君） 基本的な決定はまだ早いと思いますので、議論をしながら、熟成された上で決定せんといかんだらうと思います。実際、下限面積は50 a にしておりますけれども、実際本当に農業を新規でやりたいとか、そういう相談に来られたときには、農地を2反とか3反で市の認定農業者の認定を取っていただければ、

基盤強化法で、20aでも30aでも基盤強化法での活用ができます。ですから、私たちは優良農地を守っていくために、そういう新規の方がおれば、そういう手法で現在も20a、30aでの農地の貸し付けは行っております。今、人・農地プランで集積をするような働きかけで、面的集積をしていくような、この日本の大きな農業の流れの中で、優良農地を家庭菜園とかそういう目的でして果たしていいのかなというのちょっと疑問に思っております。

ただ、先ほど耕作放棄地とかそういうのもありますので、それに限定するとか、そういうやり方が果たしていいのかどうかというの、ちょっと私たちも今後検討していかなん部分ではあるかとは思いますが。そういうのを含めた上で、少し時間をかけてですね、ここの総会の中で議論をしていけば、というふうに思っております。

○事務局次長（西村則義君） 平成何年だったかちょっと忘れちゃいましたが、この件は以前の農業委員さんで一度検討されております。そのときは面積を下げようという話も出たんですけど、何で下がらなかつたかというのと、例えば、今話に出た家庭菜園程度の方が認定農業者で規模拡大をしようとする人の中には、認定農業者の人が困るだろうという話も出ました。それから、地域を限定して下限面積を下げるとなると、「どうしてあそこはあつたつかい」と、「うちがえも下げれ」という話になって地域が限定できないという話もあつたようです。そういったところが、以前の農業委員さんの話で出ております。

○議長（東 令佐君） いろんな農業に参入したい方の考え次第で、内容は変わってくると思うですたいね。資料等内容を審議しながら進めていきたいと思えます。このほかに何かございませんか。

（なしの声）

-----○-----

5. 閉 会

○議長（東 令佐君） それでは、本日予定しておりました議案審議、報告についてを終わります。慎重なる審議まことにありがとうございました。

これをもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時26分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成25年2月28日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 田辺 信之

農 業 委 員 鍛本 勝利